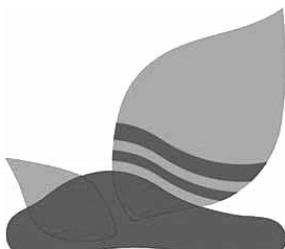


2010年世界農林業センサスに ご協力ををお願いします！

平成22年2月1日を基準日とし、「2010年世界農林業センサス」が実施されます。

この調査は全国一斉に行われるもので、今後の農林業政策に役立てるため、5年ごとに実施される大切な調査です。



農林業を営んでいるすべての世帯や法人を対象に調査を実施しておりますので、調査員が伺いましたら調査へのご協力ををお願いします。

調査は、1月中旬から農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査事項については、統計の作成以外の目的で使用することはありますので、ご協力ををお願いいたします。

問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課 Tel. 211-2252

または 各区市民部地域振興課まで

<http://www.city.sapporo.jp/toukei/chosa/index.html>

農用地区域の見直し作業を行っています

札幌市では「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、昭和49年11月に農業振興地域整備計画を策定しております。この計画は、農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域を指定し、農地の有効活用の促進と農業振興の方向性を明らかにするもので、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととなっております。

現在、平成22年8月頃の告示に向けて見直し作業を進めており、今後、次の方に農用地区域の見直しに関するお知らせを送付する予定ですでの、ご理解とご協力ををお願いします。

- ① 現在、農用地区域内に土地を所有される方
- ② 農用地区域と連坦しているが未指定である農地を所有される方
- ③ 担い手（認定農業者）が所有または貸借により耕作している農地を所有される方



問い合わせ先

札幌市農政課調整係

Tel. 211-2406